

「短期入所生活介護」
「介護予防短期入所生活介護」
特別養護老人ホーム 元気の家 重要事項説明書

1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 (086) 462-6211 (9:00~18:00まで)

担当 副施設長 岡田 正子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2、特別養護老人ホーム 元気の家 の概要

(1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	岡山県指定 3370203345 号
事業所名	特別養護老人ホーム 元気の家
所在地	岡山県倉敷市徳芳501-1

(2) 施設の職員体制

1 施設長	1名
2 生活相談員（副施設長）	1名
3 管理栄養士	1名
4 機能訓練指導員	1名
5 介護支援専門員	1名
6 医師（非常勤）	1名
7 事務職員	1名
8 介護職員	30名以上（常勤換算以上）
9 看護職員	3名以上（常勤換算以上）

(3) 施設の設備等の概要

定 員	10名	医務室	1
居室（個室）	10室	相談室	1
浴 室	一般浴槽とリフト浴があります		
共同生活室（リビング）	1ヶ所（10名につき1室）		
レクリエーションルーム	5ヶ所		

3、サービス内容

I、介護保険給付対象サービス

（1）入浴

週に最低2回入浴できます。ただし、身体の状況に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

（2）介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事・着替え・排泄・おむつ交換・体位変換・施設内移動の付添い等の介助。

（3）生活相談

生活相談員に生活に関する相談ができます。

（4）送迎

必要に応じて自宅まで送迎いたします。

※通常の送迎の実施地域は倉敷市（玉島・児島地区を除く）、岡山市（庭瀬、撫川、妹尾）早島町とさせていただきます。

（5）健康管理

当施設では、毎週月、木曜日に嘱託医の診察を受けることができます。また病気等により必要な方は血液検査を行っています。

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記の協力医療機関において診療を受けることができます。

① 嘱託医

医療機関の名称	ほりぐち医院 堀口隆医師
所在地	岡山市南区東畦80-9
診療科	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・放射線科

② 協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人 国立病院機構 南岡山医療センター
所在地	都窪郡早島町大字早島4066

医療機関の名称	川崎医科大学附属病院
所在地	倉敷市松島577

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	こみやま歯科
所在地	倉敷市中庄1599

II. 介護保険給付対象外のサービス

(1) 食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

食事の材料費及び調理費にかかる費用は全額がご契約者の負担になります。

但し、介護保険負担限度額認定書の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担になります。

(配膳・食事時間)

朝食 8:00 ~ 9:30

昼食 12:00 ~ 13:30

夕食 17:00 ~ 19:00

(2) 特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費をいただきます。

(3) 滞在費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

(4) 理美容サービス

当施設では、理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

(5) 所持品保管

原則、利用者または代理人において管理していただきますが、やむを得ない事情等により、ご希望があればご相談させていただきます。

(6) 趣味活動

レクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。但し特別な物を購入する場合には材料代等の実費をいただきます。

4、利用料金

I、介護給付によるサービス料金

(1) 施設利用料（介護保険負担分（1日分））

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円

(2) 機能訓練体制加算

機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合。

一日につき 1割：12円・2割：24円・3割：36円（介護保険負担分）

(3) 夜勤職員配置加算（IV） ※介護予防は対象外

夜勤時間帯全体における手厚い職員配置の実施に加え、喀痰吸引等業務等の登録を受けている場合。

一日につき 1割：20円・2割：40円・3割：60円（介護保険負担分）

(4) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供了した場合。

一日につき 1割：120円・2割：240円・3割：360円（介護保険負担分）

(5) 送迎加算

片道につき 1割：184円・2割：368円・3割：552円（介護保険負担分）

(6) 療養食加算

医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

一日につき 1割：24円・2割：48円・3割：72円（介護保険負担分）

(7) 在宅中重度者受入加算 ※介護予防は対象外

利用者が利用していた訪問看護事業所が健康上の管理等を行った場合。

一日につき 1割：425円・2割：850円・3割：1275円（介護保険負担分）

(8) サービス提供体制強化加算（II）

介護職員総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。

一日につき 1割：18円・2割：36円・3割：54円（介護保険負担分）

(9) 個別機能訓練加算

専従の機能訓練の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、機能訓練員等が利用者の居宅を訪問した上で、多職種が協働して利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上居宅を訪問して利用者又はその家族に対してその内容や進捗状況を説明し、見直しを行った場合。

一日につき 1割：56円・2割：112円・3割：168円（介護保険負担分）

※個別機能訓練を行った日数分のみ。

(10) 介護職員処遇改善加算（I）

厚生労働大臣が定める基準に従い介護職員の賃金の改善等を実施している場合。

一ヶ月につき上記（1）から（9）までの金額に14.0%を乗じた額（介護保険負担分）

II. 介護保険の給付対象とならないサービスの料金

(1) 1日あたりの食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1,600円	300円	600円	1,000円	1,300円

(2) 1日あたりの滞在費（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階①②
居住費	2,900円	880円	880円	1370円

(3) その他の料金

① 理美容費	散髪代	2,000円
	顔剃り	1,000円
	毛染め	4,500円
	カット+毛染め	6,500円

②所持品保管 その都度実費ご負担いただきます。

5. 支払い方法

毎月、短期入所生活介護の終了後、もしくは翌月の15日までに請求書をお渡ししますので、27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①口座振替（ジャックスを経由し、ご指定の口座から）

口座振替はご利用月翌月の**27**日となります。

但し、休日を挟む場合は翌営業日となります。

②窓口での現金支払（8：30～17：00）

③下記指定口座への振り込み（振込手数料はご負担下さい）

トマト銀行 中庄支店 普通預金 5962961

社会福祉法人四ツ葉会 特別養護老人ホーム「元気の家」施設長 山中慎太郎

④送迎時での現金支払い

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

但し、口座振替及び口座振込の場合は通帳記入及び依頼書控えにて代えさせて頂きます。

6、サービスの利用方法

（1）サービスの利用申し込み

担当の介護支援専門員にご相談下さい。

ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

（2）サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が亡くなられた時、または被保険者資格を喪失したとき
- ・ 要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された時

③ その他

利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了7日前までに文書で通知いたします。

7、当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、居宅サービス計画に基づき、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

(2) 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

① 利用に当たり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット、居室に入りきらない私物等。

② 面会

面会時間 は基本的には時間は自由ですが、8:30～17:30以外は事務所不在などで玄関を施錠している場合がありますので、事前にご連絡下さい。

※ 来訪者は、必ずその都度面会簿に記入してください。

③ 設備、器具の利用

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意又は重過失で、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、利用者自己負担により原状に復していただかずか、又は相当の代価をお支払い頂きます。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

④ 宗教活動

当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑤ 貴重品

原則として貴重品は施設へお預け下さい。居室等にて、利用者自ら管理された場合、盗難・紛失発生の際には、当施設は責任を負うことが出来ませんので、ご理解の上、ご了承下さい。

⑥ 飲食物

個人的な飲食物の持ち込みにつきましては、必ず職員にお知らせ下さい。職員が把握出来ず、利用者自ら管理された場合、衛生上並びに健康上の管理が行き届きませんので、ご理解の上、ご了承下さい。

⑦ 喫煙及び飲酒

当施設内（居室を含め）は、禁煙（安全管理上、健康管理上において）といたします。

酒類に関しては心身の状況に応じて制限させていただくことがあります。

8、事故発生時の対応

- (1) 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当施設は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、当施設の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

9、緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

※入居者の状態によっては、医師より延命の判断を求められる場合があります。そのとき、もし以下の連絡先につながらなかったときは、事前に書面での取り決めがない限り、施設側から延命の申し出をすることはないので予めご理解ください。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

10、虐待の防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待防止に向けて職員研修を年に2回以上実施しています。
- (4) 全項1～3の項目に関して適切に実施できるように担当者を選任しています。

1 1、身体拘束の防止

- (1) 身体拘束防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- (2) 身体拘束防止のための指針を整備しています。
- (3) 身体拘束防止に向けて職員研修を年に2回以上実施しています。
- (4) 前項1～3の項目に関して適切に実施できるよう担当者を選任しています。

1 2、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 利用者は当施設より提供されたサービスに関して苦情があるときは、当施設、市町村または国民健康保険団体連合会、岡山県運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 当施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、当施設は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 当施設は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ①利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ②苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - ③利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。
なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- (4) 当施設は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村または岡山県国民健康保険団体連合会、岡山県運営適正化委員会へその概要について報告し、適切な対応に指示を仰ぎます。
- (5) 当施設利用者相談・苦情担当

【職名】 副施設長 岡田 正子

受付時間 各 日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを1階エレベーターホールに設置しています。

(6) その他

当施設以外に、市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

倉敷市役所 介護保険担当課

所在地 倉敷市西中新田640

電話番号・FAX 426-3343 ・ 421-4417

受付時間 8:30～17:15

岡山県国民健康保険団体連合会

所在地 岡山市北区桑田町17-5

電話番号・FAX (086) 223-8811 ・ (086) 223-9109

受付時間 8:30 ~ 17:00

岡山県運営適正化委員会

所在地 岡山市北区石関町2-1

電話番号・FAX (086) 226-3511 • (086) 227-3566

受付時間 8:30 ~ 17:00

13、当施設の概要

法人名 社会福祉法人 四ツ葉会

所在地 倉敷市徳芳504番地

電話番号 086-462-6203

代表者氏名 理事長 山中慎太郎

設立年月日 昭和47年7月28日

令和 年 月 日

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

(事業所番号 3370203345号)

所在地 岡山県倉敷市徳芳501-1番地

名称 特別養護老人ホーム 元気の家

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人

(住 所)

(氏 名)

印

個人情報提供同意書

施設長
山中慎太郎 殿

サービス事業所
特別養護老人ホーム 元気の家 御中

貴殿及び事業所がサービスを実施していく上で、以下のような用途において、必要な範囲で、利用者及びご家族に関する個人情報を用いることに同意します。

- サービス担当者会議
- 病院受診時
- 他事業所との連携時
- 公共機関への情報提供

令和 年 月 日

利用者 印

代理人 印
(続柄)

ご家族 印

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

市民税非課税世帯であり、以下の全てに該当する場合で、「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」の申請をし、交付されている人は利用者負担額の1/4の金額が減免されます。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人ふえるごとに50万を加算した額以下であること。
- ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活の為に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ④ 負担能力ある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

申請に必要なもの

- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定申請書
- ・ 申立書
- ・ 世帯の収入が分かる証拠書類

(減額申請を希望される方は、介護保険課もしくは当施設に提出)